



涌谷町

農業委員会だより



農業委員会会長あいさつ

涌谷町農業委員会会長

日野 善勝 よしかつ



町民皆さまには、日頃より農業委員会の運営・活動に關しまして、格別なるご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年7月の改選により、農業委員11人、農地利用最適化推進委員12人が新たに任命されました。

第1回の総会において、農業委員全員の推薦をいただき新たな会長に就任いたしました。

農業経営基盤強化促進

法の改正により、今後農業委員会も「地域計画」の策定に向け集落の話合いなどに参加し、新たな農地等利用の最適化活動に取り組みたいと思います。

未熟者ではございますが、精一杯職務を全うする所存でございますので、皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。



農業者年金

農業者年金がさらに便利になります

農業委員会やお近くのJAにご相談ください

農業者年金に
加入できる人

1

国民年金
第1号被保険者
国民年金保険料納付
免除者を除きます

2

年間60日以上
農業に従事して
いる

3

60歳未満の人

【農業者年金の特徴】

- ①若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げ
35歳未満で認定農業者に該当しないなど一定の要件を満たす人は、10,000円から(上限67,000円)でも通常加入できるようになりました。
- ②農業者年金の受給開始時期の選択肢が拡大
年金の受給開始時期をご自身で選択できます。
農業者老齢年金 65歳以上75歳未満
特例付加年金 65歳以上(年齢上限なし)
- ③農業者年金の加入可能年齢を引き上げ
加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げられます。

60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している人も農業者年金に加入できるようになりました。

④支払った保険料全額が社会保険料控除の対象に

自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。その他、年金運用益が非課税、受け取る年金も公的年金等控除の対象となるなど、税制面の優遇措置が受けられます。

⑤認定農業者で青色申告者などに国庫補助で手厚く支援

39歳までに農業者年金に加入すれば、必要な要件を満たしたときから、政策支援(国庫補助最大月額10,000円)を受けられます。



農地転用するときには 農地法の許可が必要となります

- 農地転用とは
農地を農地以外のものにすることをいいます。
農地以外とは、住宅用地、工場用地、駐車場、資材置場、一時的な残土置き場 など
- 農地は無断で転用できません
自分の土地であっても、農地を転用するには農地法で定められた手続きが必要です。許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用していない場合は、農地法違反となり、原状回復などの命令や罰則の適用があります。
- 農地を転用する計画がある場合は
農地の場所や用途などによって許可要件が異なります。あらかじめ農業委員会にご相談ください。



農地中間管理機構を活用しましょう

農地中間管理事業の仕組み



農地中間管理機構 (農地集積バンク)

- ① 出し手から農地を借り受け
- ② 場合により簡易条件整備などを実施(出し手・受け手の負担を伴います)
- ③ 受け手(認定農業者など)への農地集積に配慮し貸付

市町村・農業委員会
JAなどに相談
機構に貸し付け

出し手・
所有者・
農地



貸し付けには条件があります。
詳細は、お問い合わせください。

機構から借り受け

市町村が計画を策定し、県が計画を公告。



受け手・
担い手



涌谷町の 賃借料情報

令和4年1月～12月までに締結(公告)された賃借料における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。データ数は集計に用いた筆数です。金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

	締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
田(水稻の部)	西地区	12,000円	15,000円	9,000円	70筆
	東地区	11,800円	17,400円	10,000円	14筆
	麓岳地区	13,000円	20,000円	6,000円	2筆
	(参考) 涌谷町平均	12,000円	—	—	86筆
畑	涌谷町平均	10,000円	10,000円	10,000円	6筆



～農地に関する困り事は、私たちにご相談ください～

新たな農業委員と農地利用最適化推進委員(任期:令和5年7月20日～令和8年7月19日)

農業委員



大谷地区
白幡利政



岸ヶ森区
千葉利一



9の3区
渋谷ミホ



11区
手嶋一郎



黄金区
佐々木弘美



小里区
大友利明



3区
氏家靖裕



大谷地区
及川ふじ子



吉住区
遠藤和文



石巻市
湯浅輝樹



下町区
日野善勝



1区
菊池功



2の1区
佐々木 稔



9の1区
相澤 強



10区
鈴木孝一



上郡2区
佐々木大輔



上郡2区
渋谷克己



下小塚区
菅原正博



下小塚区
勝又正徳



長根区
千葉 治



小里区
木村良明



大谷地区
渡辺温



猪岡区
大川昌秋

農地利用 最適化 推進委員

涌谷町農業委員会だより
第26号(令和5年9月発行)

発行：涌谷町農業委員会
〒987-0192
涌谷町字新町裏 153-2

電話番号：43-2120
ファクス：42-3313

役場各課・施設・団体の電話番号

■新型コロナウイルス感染症対策室	☎25-3630
■議会事務局	☎43-2127
■総務課	☎43-2111
■防災交通班	☎43-2116
■企画財政課	☎43-2112
■町民生活課	☎43-2113
■税務課	☎43-2114
■会計課	☎43-2118
■まちづくり推進課	☎43-2119
■農林振興課	☎25-8511
■農業委員会事務局	☎43-2120
■建設課	☎43-2129
■上下水道課	☎43-2131
■教育総務課	☎43-2140
■生涯学習課・涌谷公民館	☎43-3001
■町民医療福祉センター	☎43-5111
■総務管理課	☎25-3118
■健康課国保介護班	☎25-7972
■健康課健康づくり班	☎25-7973
■福祉課福祉班	☎25-7902
■福祉課包括支援班	☎25-7903
■子育て支援室	☎25-7906

9月の納期限は10月2日(月) (上下水道料金は9月30日(土))

決められた期限まで納付しましょう

国保税	第3期
介護保険料	第3期
固定資産税	第3期
後期高齢保険料	第3期
上下水道料金	9月分

《防災行政無線の内容を確認できるサービス》

聞き逃した直前の防災行政無線の内容を確認できます。

テレホンサービス(無料通話)

☎0800-800-9949

メール配信サービス(登録無料)



スマートフォン・PC



ガラケー

さまざまなお悩みに合った相談窓口を開設しています

相談名	日時	場所	相談内容	問い合わせ先
人 権 相 談	9月12日(火) 10時～15時	役場 第一会議室	虐待や差別、いじめなどの人権問題	町民生活課町民生活班 ☎43-2113
行 政 相 談	9月12日(火) 10時～12時	役場 第一会議室	国・県・町の行政全般についての苦情や意見要望	町民生活課町民生活班 ☎43-2113
消 費 生 活 相 談	毎週月・木曜日 9時～15時	町民生活課 町民生活班	クーリング・オフなどの消費生活に関する悩みや疑問。	町民生活課町民生活班 ☎43-2113
物 忘 れ 相 談	月曜日～金曜日 9時～17時	町民医療福祉 センター	本人、家族の物忘れや認知症に関すること。	福祉課包括支援班 ☎25-7903
生 活 相 談	9月27日(水) 13時～15時	ゆうらいふ 相談室	日常生活上の心配ごとや困りごと。	涌谷町社会福祉協議会 ☎43-6661
青 少 年 相 談	月曜日～金曜日 9時～17時	涌谷公民館	青少年非行の早期発見、青少年の悩みなどの相談に関すること。	青少年相談室 ☎43-5191
栄 養 相 談	9月19日(火) 9時～17時	町民医療福祉 センター	食事と栄養に関することならなんでも気軽に相談ください。	健康課健康づくり班 ☎25-7973
精神保健福祉相談	9月29日(金) 14時～15時30分	大崎合同庁舎 2階診察室	心の悩みを抱えている人の相談に応じます。	北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 母子・障害第二班 ☎87-8011 ※相談は予約制です
思 春 期・青 年 期 ひきこもり相談	9月4日(月) 13時～16時		自宅に引きこもっている人やその家族の人の相談に応じます。	
アルコール関連問題相談・家族教室	9月5日(火) 11時～16時		アルコールやギャンブルなど複雑な問題で困っている人の相談に応じます。	
障害者福祉相談	月曜日～金曜日 8時30分～19時	結の郷わくや	身体・知的・精神の3障害の相談に応じます。	涌谷町基幹相談支援センター(結の郷わくや内) ☎25-9675
農 家 相 談	9月5日(火) 9時～10時30分	役場まちづくり 会議室	農地の移動や転用、農業者年金などについて、農業委員と農業委員会事務局が相談に応じます。相談に応じる農業委員は、手嶋一郎委員、佐々木弘美委員、大友利明委員です。	農業委員会事務局総務班 ☎43-2120
農業委員会総会	9月25日(月) 9時～	役場大会議室	農地利用の許可申請について農業委員が協議します。どなたでも傍聴できます。	
夜 間 納 税 相 談	9月27日(水) 17時15分～19時	税務課納税班	納税にかかわる相談に対応します。	税務課納税班 ☎43-2114